

# 訪問看護契約書

事業者： 株式会社 コメディカ

事業所： ハピネス訪問看護ステーション

利用者： 殿

## 第1条（サービスの目的及び内容）

- 事業所は、介護保険法、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。
- サービス内容の詳細は、「訪問看護サービス重要事項説明書」に記載のとおりです。
- 契約内容を変更する場合には、付属の「契約変更・更新合意書」の概要欄に必要事項を記載し、記名押印の上で、変更内容に係る別紙を追加して添付します。

## 第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は、20\_\_年\_\_月\_\_日から1年間とします。
- 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は自動更新するものとします。

## 第3条（個別サービス計画など）

- 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の交付する「訪問看護指示書」に沿って毎月1回「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「訪問看護計画書」は、主治医に提出するとともに、完結の日から5年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。
- 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が主治医の交付する「訪問看護指示書」の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。

## 第4条（サービス提供の記録等）

- 事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」に、サービス提供の状況等を記入します。
- 事業所は、サービス提供の状況、目標達成の状況等について月一回、訪問看護報告書を作成します。「訪問看護報告書」は、完結の日から5年間はこれを適正に保管し、主治医に提出するとともに、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 第5条（利用者負担金及びその滞納）

- サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。  
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれに変更になった場合は、関係法令に従って改訂後の金額が適用されます。
- 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の日常生活を維持する見地から、公的サービスの利用等について調整の努力を行います。
- 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

## 第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約する事ができます。

## 第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。（利用者が介護保険対象の場合、事業者は居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。）

## 第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 2 第5条の事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 3 第6条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 4 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 5 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
  - (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
  - (2) 利用者について要介護認定が受けられず、さらに医療保険による利用ができなかった場合
  - (3) 利用者が死亡したこと

## 第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

## 第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

【事業者の窓口】 ハピネス訪問看護ステーション 受付時間 平日 9時～17時	所在地 大阪市平野区平野本町1丁目8番32号 電話番号 06(6777)6852 ファックス番号 06(6777)6892
【市町村の窓口】 平野区保健福祉センター 地域保険福祉課 介護保険係	所在地 大阪市平野区背戸口3丁目8番 電話番号 06(4302)9859
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 受付時間 平日 9時～17時	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06(6949)5418 ファックス番号 06(6949)5417

## 第12条（災害時のサービス提供について）

自然災害、人為災害など、災害発生時には、サービス提供日時の変更や、サービス提供を一時的に中止する事があります。あらかじめご了承くださいませようお願い致します。（サービスの変更、中止時は、ご連絡致します）

### 第13条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は、日本法によって規律され、かつ、解釈されるものとする。

本契約から又は本契約に関連して生ずるすべての紛争は、日本の大阪地方裁判所の専属管轄に服するものとする。

### 第14条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法、健康保険法等の関係法令で定められていない事項については、これら関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法、健康保険法等に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記のとおり、訪問看護サービスの契約を締結します。

20 年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

(家族又は代理人) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

立会人  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

立会人欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

(事業者) \_\_\_\_\_ 大阪市平野区加美正覚寺3-3-26  
株式会社 コメディカ \_\_\_\_\_ 印  
代表取締役 立石 容子 \_\_\_\_\_

## 契約変更・更新合意書

変更日	変 更 内 容	利用者印	事業者印
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			
20 . .			

### 緊急時訪問看護加算（24 時間対応体制）、特別管理加算などへの説明確認欄

説明日	説 明 事 項	利用者印
20 . .	緊急時訪問看護（24 時間対応体制）の説明をうけ契約します	
20 . .	特別管理加算の説明をうけ理解しました	
20 . .	機能強化型訪問看護管理療養費について説明を受けました （医療保険等）	
20 . .	看護体制強化加算について説明を受けました（介護保険）	
20 . .	サービス提供体制強化加算について説明を受けました（介護保険）	
20 . .	訪問看護ステーションにおける理学療法士等の訪問について説明を受けました	
20 . .		
20 . .		